

臨時勤務期間の延長に関する通達

昭和37年 7月24日
陸幕発 1 第320号

改正 平成18年 7月26日陸幕法第127号
平成21年 2月 3日陸幕法第10号

平成19年 3月28日陸幕法第61号
平成30年 3月14日陸幕法第104号

陸上総隊司令官
各方面總監 殿
各部隊長
各機関の長

陸上幕僚長の命により
総務課長

(例規25)

臨時勤務期間の延長に関する通達

標記の件、隊員の分限、服務等に関する訓令（昭和30年防衛庁訓令第59号）第12条第2項ただし書に基づき駐とん地業務、地方協力本部業務及び教育業務に従事させるため臨時勤務として部隊等から差し出す者の勤務期間は6箇月まで延長できることとなったので通達する。

なお、勤務期間の延長が認められたのは、業務の内容において比較的専門的能力を要するか、対人関係上長期勤務を必要とする等業務の効率的運営を図るための趣旨によるものであるので、一律に6箇月間とすることなくこれが運用に当たってはこの趣旨を十分考慮の上、実施されたい。

また、臨時勤務者の表彰、懲戒に関しては陸上自衛隊の表彰に関する達（陸上自衛隊達第24-12号）第5条、任命権行使の細部要領に関する達（陸上自衛隊達第21-7号）第16条により行い、臨時勤務の発令がなされず単に日々の作業支援等を行う者については所属部隊等の長において行うべきものであるので申し添える。

配布区分： 「G」
各部課室長 1部
総務課長 3部
第1部長 15部